

八丈町農業委員会

第4回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和4年7月20日(水)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和4年7月20日(水) 15:00~16:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：13名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	磯崎 正
会長職務代理者	13	伊勢崎 武二	〃	7	浅沼 博之
委員	1	磯崎 典雄	〃	8	浅沼 實
〃	2	奥山 利平	〃	9	菊池 寛
〃	3	加藤 純生(欠席)	〃	10	菊池 みゆき
〃	4	菊池 勝男	〃	11	金田 可奈利
〃	5	青木 保憲	〃	12	菊池 家司

4. 農業委員欠席：1名

5. 農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	浅沼 隆章	委員	5	菊池 睦男
〃	2	持丸 元一	〃	6	奥山 光洋
〃	3	笹本 守彦	〃	7	金田 秀彦
〃	4	浅沼 幸友			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：9番 菊池 寛委員、10番 菊池 みゆき委員

8. 議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農地法第3条の規定による処分の撤回願出について
- 5) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

9. 出席事務局職員：事務局長 大川 和彦、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、
事務局 坂井 俊介、小宮山 優、持丸 條

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：4名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 河村 徹

八丈支庁産業課農務担当 主事 大道 紀子

島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 堀井 善弘

島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第4回総会を開催いたします。
本日の会議録署名委員ですが、9番委員・10番委員お願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 先月の総会后に体調を崩してしまい、都内で入院等しておりました。昨日より職場に復帰した為、今回の事務局長活動報告は特にございませぬ。ご迷惑おかけして申し訳ございませぬでした。

議長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和4年7月20日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
番号1① 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 228㎡
番号1② 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 1,034㎡、2筆合計1,262㎡、権利種別 3条無償移転
譲渡人 ●●●●
譲渡人は自身が健康上の理由により、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。
譲受人 ●●●●
譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。
作付予定作物 野菜・果樹・ロベレニー

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1の●●●●さんについては、現在自営業を営んでおります。農地について、番号1①の方にはロベと野菜類が、②の方には野菜類が植えられております。農地取得後は同居するお母様さまと一緒に協力して、今あるロベや野菜類を引き続き栽培、また新たに果樹等も植えて栽培していくとのことですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。下限面積についても、経営面積が1アールを超えている為、問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていききたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、7番推進委員お願いします。

推委7番 農業委員と事務局と実際に現場を確認しました。事務局からの説明どおり、現状はロベと野菜が植えられており、継続してそれらを栽培するとのことですので問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、12番農業委員お願いします。

農委12番 推進委員、事務局と現地確認を行いました。推進委員からも説明があったとおり、今あるロベ、野菜を継続して栽培するとの事で問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等がございますか。…無いようでしたら第1号議案を許可相当と決めるにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第2号農地法第3条の規定による処分の撤回願出について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 こちらの案件は、今年の4月総会において農地法第3条の規定により審議し、●●●●さんから●●●●さんへの所有権移転の許可を受けた農地であります。しかし、許可後、譲受人の●●●●さんが体調を崩してしまい、耕作ができなくなった為、今回許可撤回の願出がありました。

農地法第3条の許可は出ましたが、法務局への登記変更申請はまだしておらず、所有者は現在●●●●さんとなっております。また、この農地について、譲受人の●●●●さんが体調を崩

し耕作ができなくなりましたが、別の方が農地取得の希望をしている為、この後の議案第3号において審議したいと思います。それでは、説明に入らせていただきます。

議案第2号 農地法第3条の規定による処分の撤回願出について

下記の者より農地法第3条の規定による処分の撤回願出があったので意見を求める。

令和4年7月20日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

撤回を求める農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 1,307㎡

許可を受けた譲渡人 ●●●●

許可を受けた譲受人 ●●●●

許可を受けた権利の内容 3条有償移転

撤回を願出した理由 農地法第3条の許可後、譲受人が体調不良となり、耕作できる状況ではなくなった為、撤回を願出る。

農地の場所については、次の議案第3号で説明いたしますので、省略させていただきます。

議長 説明が終わりました。譲受人の体調不良による許可後の撤回願出ということです。事務局から説明があったように、本件はこの後の議案で別の方が取得希望している為、審議する案件にもなります。それらを踏まえ、何か質問や意見等はございますか。

…無いようでしたら第2号議案を承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については承認することに決しました。

議長 続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和4年7月20日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 3,039㎡

所有権を移転する者 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 フェニックス・ロベレニー、売買価格 無償、移転の時期 令和4年8月5日

番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 1,806㎡

所有権を移転する者 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 レザーファン、売買価格 2,080,000円、

移転の時期 令和4年10月1日、支払方法 口座振込、支払期限 令和4年9月30日

番号3 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、

面積 1,307㎡

所有権を移転する者 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 フェニックス・ロベレニー、売買価格 350,000円

移転の時期 令和5年4月1日、支払方法 口座振込、支払期限 令和5年3月31日

なお、番号3農地は、先ほど議案第2号の農地法第3条の規定による処分の撤回の案件となります。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

続いて番号3農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号3農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号3農地説明】

番号1農地の●●●●さんについては、全部効率利用・常時従事については認定新規就農者です。農地については、すでにロベレニーが植わっており、農地取得後、引き続き栽培していく計画となっています。

番号2農地の●●●●さんについては、八丈町農業担い手育成センター研修生であり、認定新規就農者であるので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については、農地取得後、山村・離島振興施設整備事業を活用し施設整備を行い、レーザーファン栽培を行う計画となっております。

番号3農地の●●●●さんについては、認定農業者ですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については、ロベレニーが植わっており、農地取得後も引き続き栽培していく計画となっております。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、3番推進委員お願いします。

推委3番 農業委員、事務局と一緒に現場を確認しました。畑には小さな口べがきれいに植えられており、今後継続して栽培していくとのことですので、問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、6番農業委員お願いします。

農委 6 番 推進委員、事務局と現場を確認しました。推進委員が説明したとおり、小さな口ベがきれいに植えられております。また、所有権移転をする者と受ける者は親子関係にあたり、問題ないと思われるので、よろしくお願いします。

議長 続いて、番号 2・3 農地について、7 番推進委員をお願いします。

推委 7 番 番号 2・3 とも農業委員、事務局と一緒に現場を確認しました。
番号 2 農地については事務局から説明があったとおり、施設整備をした後、レザーを栽培していくとのこと。
番号 3 については、現在ある口ベを引き続き栽培していくとのことで、どちらも問題ないかと思われるので、よろしくお願いします。

議長 続いて、番号 2・3 農地について、12 番農業委員をお願いします。

農委 12 番 推進委員と事務局と一緒に番号 2・3 農地とも現場を確認しました。農業用水も近くまでできて、有効的に活用できると思いますので問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等がございますか。
…無いようでしたら第 3 号議案を承認することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 3 号については承認といたします。